

中世ドイツの *fraternitas exulium*

阿部 謹也

西洋中・近世史のなかで人間と人間の関係がどのように変化してきたかを観察しようとするとき、注目に値するのが *fraternitas*, *Bruderschaft* と呼ばれる兄弟団である。⁽¹⁾ 都市における市民相互の人間関係を探ってゆくと一般に知られているギルドやツンフトの背後に実に多彩な兄弟団が形成されており、それらは旧来の社会経済史の手法では捉えきれない多様な側面をもっていることが解る。

生業を共にする各ツンフトがそれぞれ兄弟団を結成し、特定の教会に祭壇を寄進し、祭壇付司祭をおいた。そこで成員の彼岸における救済を祈禱し、成員が死去したときには埋葬に参列し、遺族の世話を相互扶助のための組織をつくり、それぞれが守護の聖人などにちなむ名称をもっていた。さらに年中行事の一環として宴会 *convivium* が週一回ないし月一回必ず開かれていて、仲間団体のなかで互いに楽しむための組織でもあった。中世にはあらゆる生活領域においてこのような兄弟団の

絆が結ばれていた。しかもそこでは宗教と世俗の生活とが区別しえない渾然一体の姿をみせていたのである。このような兄弟団における人的結合のあり方を調べるためには単に社会経済史研究の手法だけでは不十分であって、教会史、宗教学、民俗学などの分野にもわけ入ってゆかなければならないことになる。

ひとつのツンフトがひとつの兄弟団を結成してただけではない。いくつものツンフトが共同で二―三の兄弟団をつくっていたり、商人ギルドの構成員と手工業ツンフトの構成員とからなりたっている兄弟団もあった。そのうえギルドやツンフトとは直接関係のない兄弟団もあった。本稿で問題にしようとする *fraternitas exulium*, *Elendenbruderschaft* などは貧しい旅人の世話と看護、そして旅人が死去したときには埋葬するための兄弟団であり、特定のギルドやツンフトとの関係はもっていなかった。各都市にはこのような兄弟団が数多くつくられており、中・近世都市の市民生活の大きな絆となっていた。中世のハンブルクだけで一〇〇以上の兄弟団があったのである。⁽²⁾

兄弟団の発端は北ドイツでは修道院などにつくられた *Kalan-
dbruderschaft* にあったといわれる。ハンブルクではすでに一二三六年に *fratres calendarum* の言及があり、一二九四年に聖堂参事会はニコライ教会の *Kalandbruderschaft* に同教会内に祭壇をもち、専属の司祭が日曜と祭日を除いて毎日死去した兄弟団の会員のために死者ミサ *missa pro defunctis* をあげ、一年に四回 *memorie* をあげて承認している。

ここでいう *memorie* とは死者の霊の救いのために行なう祈

禱のことであり、この世にのこされた者が彼岸に旅立っていっ
た者のために祈りを贈るのである。死去の日から三日、七日、
三〇日後に行なわれ、一年後の命日を *Antiversalium annuale*
として特に重要な祈りの日とした。 *memorie* の習慣は八世紀
に成立したものとわれ、死者ミサのなかで司祭が特に死者の
名を呼び記憶をよびよすのである。教会は死者の *memorie*
を行なう日を *nekrologium* あるいは *liber memoriarum* と呼
ばれる書物に記し、教会のカレンダーと併用していた。

いうまでもなく *memorie* は教会にとって大きな財源であり、
memorie を行なうことは教会総禄 *Präbende* 保持者の義務とな
っていた。 *Präbende* とは寄進者あるいは兄弟団が自分のある
いは縁者の *memorie* を行なってもらうために教会に土地や建
物その他を寄進し、祭壇付司祭の費用が賄えるだけのレントを
保証する制度であった。中世都市における教会の多くはこの
Präbende を多数もっていたのであり、今日でも主祭壇の他に
会堂内に数多くみられる小祭壇はそのなごりであって、その前
にゆらめいている数十本の蠟燭の灯はかつての *memorie* の記
憶をとどめてゐる。

memorie について興味ある点は *memorie* のためのレント
が何らかの事情(経済の変動など)などで消滅したとき、 *liber*
memoriarum に記載されていた故人の名が消されたことであ
る。(2) *liber* で今日めづらいている *liber memoriarum* には
横線を引いて消された故人の名をどの頁にもみることができ
る。一度消されたら二度と *memorie* は行なわれない。ここでは都

市の教会における合理性が貫かれており、肉体を備えた人間と
彼岸における霊の救済との間に介在した物の存在が制度として
確定されている。兄弟団をめぐるさまざまな問題も、また兄弟
団の変質といわれる後の歴史的経過もまさにこの点にひとつの
根をもっていたとみられる。小稿ではこの問題に接近するため
のひとつの準備として、貧しい旅人のための兄弟団 *fraternitas*
exulum をめぐる問題を、主として *liber* にひいて素描し
てみることにする。

- (1) 兄弟団についての文献はかなり多いが、ここでは本稿
に関連するものだけ数点あげて置く。 Brandes, G., *Die*
geistlichen Bruderschaften in Hamburg während des
Mittelalters. Zeitschrift des Vereins für hamburgische
Geschichte, Bd. XXXIV—XXXVI 1934—36. Winzer, J.,
Die deutschen Bruderschaften des Mittelalters. Gießen 1859.
Gierke, O. v., *Das deutsche Genossenschaftsrecht*. Berlin
1868—1873. Wissell, R., *Das alten Handwerks Recht und*
Gewohnheit 2Bde. 1929. Moeller, E. v., *Die Elendbrü-*
derschaften. Ein Beitrag zur Geschichte der Fremdenfürsorge
im Mittelalter. Leipzig 1906, 1972. 本稿では *liber* の書
物に最も多くを負っている。オーストリアでは兄弟団を
Zeche と呼んでいる。
(2) Brandes, G., *liber* Bd. XXXIV 1934 S. 78
(3) *Hamburgisches Urkundenbuch*, Bd. I. Hamburg 1907,
Div. S. 434.

- (4) *Hamburgisches Urkundenbuch. Bd. 2. DCCCLXXIX. S. 735.*
 (5) Koppmann, K., *Hamburgs kirchliche und Wohltätigkeitsanstalten im Mittelalter, Hamburg 1870 S. 18.*
 (6) Koppmann, a. a. O., S. 22.

二

ハンブルクには少なくとも二つの Elendenbruderschaft があった。ひとつは聖霊病院 Heilig-Geist Hospital にあり、もうひとつは聖ゲルトロード小聖堂におかれていた。

聖霊病院は本来修道会として一一七九年にギドが創設したもので、はじめはモンベリエにおかれ、一一九七年にはギドは Procurator et Fundator Hospitalis sancti Spiritus iuxta Montem Pessulum と称している。一一九八月四日二三日に教皇インノケンティウス三世の承認をえてその保護下におかれ、後になってすでに七二五年にアングロ・サクソンの王イネがローマに創設していたといわれる教会 *St. Maria in Sassia* と合併して *Spedale di san Spirito in Sassia* がつくられた。⁽⁷⁾ 一一〇八年以後はこうしてローマのチベル河畔に本拠をおくようになり、巡礼の保護を使命とする修道会として発展していった。アルプス以北ではすでに一三世紀前半にウィーン、ハルバーシュタット、ウルム、マインツ、ニュールンベルクなどをはじめとして各地に聖霊病院がつくられ、急速に普及していった。⁽⁸⁾ ハンブルクの聖霊病院は一二四七年にはじめて言及され、一

二六四年には独自の Procurator が市参事会のなかから任命されている。一四〇三年には兄弟団についての言及がある。⁽⁹⁾ この兄弟団は一四三四年には大司教二名と司教一三名から贖宥特許状を与えられ、⁽¹⁰⁾ 一四四七年には市参事会から独自のレンテブーフを得ている。この兄弟団は寄進によって豊かな財産を得て、五つの祭壇をもっていた。一五二八年の文書がこの兄弟団に関する最後のもので、宗教改革のなかで解体されたとみられる。しかしそののちも貧民救済のための聖霊病院は存続し、一八五四年にも市参事会の管理下におかれていた。⁽¹¹⁾

聖ゲルトロードの Elendenbruderschaft は一四五五年に独自のレンテブーフを得ているが、すでに一四三九年には存在していた。ここには老いた婦人のための養老院がおかれていた。⁽¹²⁾ この兄弟団は一九世紀まで存続していたといわれる。⁽¹³⁾

この他にハンブルクには *fraternitas pauperum scholarium* と呼ばれる貧困学生のための兄弟団があった。これは一三八五年に創立されたといわれ、⁽¹⁴⁾ プレーメン大司教アルベルトがこの年に承認している。この兄弟団の目的はハンブルクで死去した貧しい異国の司祭、聖職者、学生を正式に埋葬することにあつた。この兄弟団も一八四三年にも存続していた。⁽¹⁵⁾

モエラーの研究によると貧しい旅人の世話をし、死んだときに埋葬するためのこのような兄弟団は中世においてはほとんどの都市にあり、全体では大変な数にのぼっていた。これらの兄弟団は一体どのようにして成立し、その本質はどのようなものだったのだろうか。

Elendenbruderschaftの目的は他の兄弟団のそれとは違つて余所者の世話をするに於てあつた。したがつてこの兄弟団は職業その他の絆による結合体ではなく、全く自発的にさまざま職業グループのなかから集まつた人びとによつて構成されて⁽¹⁶⁾いた。しかも会員の身分も多様であり、ときには国王や貴族、市民、農民がひとつの兄弟団の会員になっているばあひすらあつた。しかしながら既婚の市民しか会員に出来ないのが通常の原則であり、この点でも必ずしも開かれた組織ではなかつた。会員は一般に二〇—三〇人で、もっと小人数のばあひも多かつた。入会にあつて特別な誓をたてることも、共同生活を営むうえでの何らかの義務もなく、ただ貨幣あるいは蠟の僅かの入会金を払えばよかつた。入会金の他に年会費があり、ポイツェンブルクの例では年四ブフェニヒで、この他に埋葬、ミサ、巡礼の世話などをする際に特別な献金を求められた。また会則に背いたときに徴収された罰金も兄弟団の収入にあてられた。

しかしながら兄弟団として独自の法人格をもつていたから、Elendenbruderschaftは財産とその管理者、会則並びに印章をもつていた。ハンブルクの聖霊兄弟団では二人の管理者のなから大年寄 Oberalte 二人と年寄 Aelterleute 二人を選んでゐた。大年寄は生涯職であつたが、年寄は二年交代が通常であつた。日常的な仕事を年寄が行ない、大年寄がそれを監視することになつてゐた。兄弟団の財産はすべて寄進によるものであり、穀物や穀物レンテ、土地、牧地、建物、屋台、農民の賦役などであつた。

コッペンマンの編集した市財政帳簿 *Kammerrechnungen* によると一三五〇年に *Ad elemosinas sancti Spiritus: (11 fl 8 gr)* 1 fl Item 3 gr Item ad stupam 8 fl 2 gr 20. 1) 6 ad stupam が理解しにくいのが、コッペンマンは *Stipam* の *Almisse* と同義としてゐる。同じく一三五七年には *Ad elemosinas 4 fl pro 4 tunnis alecum fratribus minoribus* とある。一三五八年にも全く同様の記載がある。一三六〇年には *Ad elemosinas: 3 gr 4 gr* となつてゐる。これらは都市が支出した補助金ではなく、すでに受け取つた何らかの資金に対する利子なのである。

聖ゲルトロード兄弟団は一五〇〇年に収入一二三マルク一シリングで、支出は一八マルク九シリング二ペニヒであつた。収入は後述する棺桶売却代金や衣服などの売却によるものである。⁽²⁰⁾

支出の大部分は祭壇付司祭の費用にあてられていた。五人のアルタリストをかかえていた聖霊病院兄弟団のばあひその費用はかなりの額にのぼつてゐた。⁽²¹⁾ この他に年に数回全員で行なう宴会の費用があつた。この会食は一日中つづき、大量のビールや食物が消費された。中世においてはどのような団体も必ずこのような宴会を行なつており、貧しき旅人の世話をする兄弟団に入会する人の目的も自らの霊の救いと同時にこの宴会の楽しみにもあつたことは疑えない。いうまでもなくこの会食のときには貧しき旅人は招待されなかつたのである。この宴会ではときに大きな騒ぎが起きたので、そこでの喧嘩、乱暴を禁ずる法令がしばしば出されてゐる。

すでに教皇ウルバヌス四世が一二六四年に Transitus de hoc mundo においで定め、一四世紀に入って特にハイデルンで盛大になった御聖体の祝日の行列 Fronleichnamsprozession にみこれらの兄弟団は参加していた。一四七一年のミッテンのプロセッションのときの描写がのびつらぶが、そこには貧しき旅人のための兄弟団の全員は豪華な衣裳を身につけて行進している。貧しき旅人のための資金の多くが会員の行列の費用にまわられたのである。

- (7) Böhmer, F., Das Hospital zum heiligen Geist in Frankfurt. *Archiv für Frankfurts Geschichte und Kunst*. 1866 Bd. 2 H. 3. S. 75 ff. Köppmann, a. a. o., S. 41 f.
- (8) Moeller, a. a. O., S. 6 ff.
- (9) 本団の副司教の伯モンネンケス Eilenbeke のミッテンの副司教の伯ヤロウを承認してその本団 (Hamburg. *Urh.* Bd. DXXXVIII. S. 455)。同の年に同伯は Kuhnühle の小川で病を癒す権利などの病院に承認してその Hamburg. *Urh.* Bd 2. DXXXIX. S. 455
- (10) Westphalen, A., *Hamburgs Verfassung und Verwaltung in ihrer allmählichen Entwicklung bis auf die neueste Zeit*. Hamburg 1841. Bd. II. S. 297.
- (11) *Hamburg. Urh.* Bd. 1. Nr. DXXXVIII.
- (12) Westphalen, a. a. O., S. 298. Moeller, a. a. O., S. 50.
- (13) Dit iss der Capellen sunte Gartduth Rentebock tho behoff der elenden Broderschop.

- (14) Westphalen, a. a. O., S. 302.
- (15) Moeller, a. a. O., S. 52.
- (16) Moeller, a. a. O., S. 53.
- (17) この他に貧しき学生のためは競争金を出すための兄弟団の fratritas pauperum studiosorum in summo といふものがある。
- (18) Brandes, XXXIV. 1934. S. 115. Moeller, a. a. O., S. 119.

- (19) Kriegk, G. L., *Deutsches Bürgertum im Mittelalter*. Frankfurt a. M., 1868 Bd. 2. S. 180.
- (20) Kriegk, a. a. O., S. 183.
- (21) Moeller, a. a. O., S. 122.
- (22) *Kammerrechnungen der Stadt Hamburg 1350—1400*. hrg. v. Verein für hamburgische Geschichte (K. Köppmann). Hamburg 1869. S. 14.
- (23) *Kammerrechnungen*, S. 58.
- (24) *Kammerrechnungen*, S. 64.
- (25) *Kammerrechnungen*, S. 70.
- (26) Moeller, a. a. O., 129.
- (27) 兄弟団におおつては少なくとも四季の斎日には死者ミサがあげられた。兄弟団はミサのためのさまざまな用具や飾りをもつてゐた。兄弟団の財産目録からその内容を窺ふことが出来る。
- (28) 兄弟団の宴会の最大のもの守護の聖人の祝日に行な

われる。

(62) Mitterwieser, A., Gebhard, T., *Geschichte der From-
leichnamsp procession in Bayern*. München 1949. S. 18 ff.
Moeller, a. a. O., S. 136.

III

ところでこれらの兄弟団が世話をした「貧しき旅人」とはどのような人びとだったのだろうか。exules, advanae, exulantes, peregrini, pauperes, miseri などという当時の呼名から考えて Elendenbruderschaft の Elenden が今日の意味とは違つて余所者 Fremde の意であったことは疑えない。モエラーは「ドイツ人にとって故郷 Heimat にいることは幸福の自明の前提であり、異国にいる (fremd) ことは不幸である」という考え方があった⁽⁸¹⁾という。古ゲルマン時代に余所者がしばしば追放された者、平和喪失者であったこともこのような考え方の背後にあったとみられる。やがて放浪の聖職者や学生の姿が街道に現われるようになり、イギリス人、フランス人、スペイン人などが各都市に交易に訪れるようになると余所者なる觀念が變貌してくる。

Elendenbruderschaft は一二・三世紀以来商業取引の活潑化によって人間の往来が頻繁になったという社会的条件を前提として成立したものであり、特に巡礼者の群が街道にあふれるようになつたことが成立のきっかけともなつていた。まず都市で兄弟団が生まれたのもこのような理由によるものであった。だ

からこの兄弟団の仕事はまず第一に貧しい旅人の世話をすることであり、豊かな旅人は除かれていた。いうまでもなく貧者に施すことは善行の筆頭にあげられる行為であり、天国における救いを確かにしたからである。中世の一般の人びとにとって天国における救いとは自己の肉体の再生を意味していたから、今日のわれわれには想像もつかない程大きな意味をもっていたと考えられる。第二にこの兄弟団は街道を放浪して歩く樂師や放浪者、奇術師や乞食などの世話はせず、神と教会に仕えるために旅に出ている者だけを世話した。主として巡礼と聖職者を対象としていた。この頃に巡礼の数は激増していたから、それらを受容れるこの種の兄弟団も各地に数多く設立されたのである。ナポリの S. Trinita de Pellegrini⁽⁸²⁾ などでは兄弟団の會員が巡礼の足を洗つたといわれている。

兄弟団のなかには貧しき旅人のための宿泊所を設けているものがあった。ハンブルクの聖靈病院は病者看護を主たる仕事としていたが、他に貧しい旅人のための宿をアルスター川のほとりにもつていた。すでに一三一六年にハイインリッヒ・プロローメンベルヒなる者がこの宿にニマルクのレンテを寄進しているところからすでに一四世紀初頭には存在していたことが解る。この病院でもクリニックがすでにフランクフルトその他の聖靈病院について指摘したのと同様に、子供のない老人が一定額の金を払い込んで終生住居と暖房用の薪、寝具、衣服、食事を保証されていた。クリニックによるとブルフザールにあった *Bruderschaft* では旅人に厳しい規律が課されていた。冬には日没

一時間前、夏には二時間前にならないと門は開かれず、入室に際しても喧嘩、呪詛誹謗などしないことを宣誓しなければならなかった。いかなる賭事も禁じられ、夕食の前には祈禱が義務づけられていた。就寝前に男女別の部屋には外から鍵がかげられ、男女間の交渉を防いでいた。また就寝前に下着以外の衣服や持物をすべて部屋の前に出しておかねばならなかった。八時間間の睡眠のち出発するときには病院内から何も持ち出していないことを確認しなければならなかった。食事にも年齢、地位、性別などによって違いがあり、その違いはビール⁽³⁸⁾の質の差によって示されてもいたという。

しかしながら *Eiendenbruderschaft* にはこのような宿泊設備や病院をもたないものが多かった。このような兄弟団では貧しき旅人に一体どのような援助をしたのだろうか。

Eiendenbruderschaft が設立された本来の目的は旅人がたまにその町で死去したときにその死体を埋葬し、死者の霊の救いのために祈ること⁽³⁷⁾にあった。すでに述べたように中世においては復活の思想は即物的に理解されていたから、彼岸における救済のためにはキリスト教の儀式通りに埋葬することが死後の蘇りのために大変重要なこととされていた。それはモエラーがいうように「飢えや病氣、暑さや寒さから肉体を守ることよりもはるかに重大なこと」なのであった。⁽³⁹⁾ ギルドやツンフトなどの兄弟団においても会員の埋葬に立会うことが最大の義務とされていたし、会費の多くを兄弟団の祭壇を維持し、日曜・祭日には蠟燭の灯を絶やさず、司祭を給養するためにあてていた。

Eiendenbruderschaft は同様な慣習を会員の間だけでなく貧しい旅人に広げていた点で他の兄弟団と異なっているのである。

ハンブルクの聖ゲルトロード兄弟団は一五〇〇年に三〇人の貧しき旅人を埋葬した。「そのための棺は会員が下僕に命じて棗の木で作らせたものであった。埋葬それ自体に先立つ仕事、例えば遺体に死装束を着せたり、埋葬の案内を出したりする仕事は小聖堂に無料の住居を与えられていた貧しい女が行なった。兄弟団が埋葬した旅人の持物は兄弟団の所有に帰した。⁽³⁹⁾」この兄弟団と聖霊兄弟団とは棺桶を製造する特権を与えられていて、この特権は全市に及んでいたから、かなりの収入となった。そのため指物師のツンフトとしばしば争いが生じたという。

貧しき旅人の遺体は多くのばあい他の墓から離れた場所に埋葬された。後には自殺者の死体が同じ場所に埋葬された。モエラーによると、中世においてこのように貧しい旅人が特定の場所に葬られたことは特別な賤視によるものではなかったという。

Eiendenbruderschaft は自ら埋葬した旅人の霊の救済のために祈禱やミサを行なった。死者の霊の救済のために祈ることがこの兄弟団の最も重大な使命と考えられていたから、⁽⁴⁰⁾ 貧しい旅人の霊の兄弟団 *fraternitas exulium animarum* という名称の兄弟団もあったし、埋葬もせずにもっぱら霊の救済のための祈禱のみ行なうための兄弟団もあった。

死者の霊のための祈りに不可欠だったのが蠟燭である。「祈禱に蠟燭を用いることは古来実際の必要に基づいていたのみならず、シンボリックな意味ももっていた。内面を照らし出すこ

とや、苦難のとき信仰、儀式、教会によって助力が与えられることがその明りによって示されていた。一般の礼拝における同様に数多くの兄弟団の祭りを高揚させるためにも中世では蠟燭が用いられた。だから兄弟団の会長はしばしば Kerzenmeister と呼ばれ、⁽⁴¹⁾入会金や年会費、罰金も蠟燭で徴収されることもあったのである。」

異国で淋しい孤独な死を迎えねばならなかった旅人にとって蠟燭の灯は他の何にもまして救いになると考えられていたから、ときには絶えず燈しつづけられた。また埋葬や死者ミサの際にともなるべき蠟燭の数も厳しく規定されていた。

(32) シンシーの一四一八年にはじめてフランクフルト(フランクフルト)に現われた *den elendigen Iuden vß dem eleyen Egypten* と呼ばれていた。これは外国人の意に他ならぬ。この頃のシンシーに対してはまだ賤視は向けられていなかっただけである。後にはシンシーは Elendenbruderschaft の世話をしける対象からはずれた。(Kriegk, a. a. O., S. 541)

- ト ノ 研究 (109)
- (15) Moeller, a. a. O., S. 143
- (32) Spiegel, N., *Das fahrende Schulerium. Ein Ergebnis der deutschen Schülerhältnisse während des XIV., XVI Jahrhunderts.* Beilage zum Jahresbericht des. K. Alen-Gymnasium zu Würzburg. Würzburg 1904 S. 40 ff.
- (33) Moeller, a. a. O., S. 149
- (34) *duas marcas denariorum annuatim pro xxx maris*

denariorum reemenda pro spacio…….Has duas marcas censuales dimisit et dedit domni hospitium ecclesie sancti spiritus nostre civitatis, ut per eas pauperes consolentur.
Hamburg. Urh., Bd. II. 2 Lfg. Hamburg 1930. 357. S. 259

- (35) Kriegk, a. a. O., S. 153
- (36) Heimpe, H., *Das deutsche fünfzehnte Jahrhundert. Die Welt zur Zeit des Konstanzer Konzils.* Vorträge und Forschungen. IX 1965 S. 11
- (37) 通常の兄弟団はその教会に専用の墓地区画をもっていた。

- (38) Moeller, a. a. O., S. 156
- (39) Moeller, a. a. O., S. 158
- (40) Moeller, a. a. O., S. 164
- (41) Moeller, a. a. O., S. 165

四

仲間の死体を埋葬する習慣は人類の歴史のなかでも最も古い層にまで遡るものであろう。自分たちの集落を通過してゆく余所者がたまたまそこに死んだとき、その死体を埋葬する習慣もそれに劣らず古くものと考えられる。しかしながら余所者の死体を埋葬するときの意識のあり方は時代によっても地域によっても常に同じではないだろう。その違いが解明されるとき、私たちは各時代と地域における人と人との関係の変化をその最も

深いところにおいてとらえることができるであろう。残念ながらまだそこまでは研究が進んでいない。最後に Eisenbender-schaft の思想について簡単に展望して小稿を閉じなければならぬ。

「エゼキエル書」に「彼ら定まれる人を選ぶ。その人国の中をゆきめぐりて往来の人と共にかの地の面に遺れる者を埋めてこれを浄む」(三九—四)とあり、死者の埋葬は古代イスラエルにおいては国土を浄めるために行なわれた。旧約聖書外典(アポクリファ)のトビト書にも、老トビトがアッシリア捕囚のときに、イスラエルびとが殺されて市場になげすてられているのを埋葬した話がある。またギリシア・ローマにおいても放置された死体を埋葬することは倫理的な義務であったという。しかしながら異邦人を葬るための兄弟団のような組織は存在していなかったらしい。

中世においてはすでにみたように復活の思想が素朴に解釈され、民衆の間で文字通りの意味において理解されたために、死体の正式な埋葬が彼岸における救済に不可欠の前提と考えられるようになった。それと同時にマタイ伝(二五—三五)にある六つの善行(Vestio, poto, cibo, redimo, tego, colligo)と並んで死体の埋葬 *condo* が七番目の善行として位置づけられるようになった。

一二・三世紀における商業・交通の活潑化と都市の成立、巡礼の大量運動さらに一四世紀における疫病の流行などを背景として、死者の埋葬は人びとが軒を接して住んでいる都市空間に

おいては衛生上の見地からも必須の仕事となっていた。このような社会的要請に促ながされ、彼岸における自らの霊の救済と肉体の復活のための善行への衝動を活力とし、そのための兄弟団の結成による現世的利益の魅力(仲間と共に飲食する樂しさ)にひきよせられて、一四世紀以降各都市に数多くの(貧しき旅人のための兄弟団)が生まれることになった。

当時の人びとが路傍で死んでいった旅人を葬るとき、そこには死者の霊が彼岸において救われるようにとの配慮が働いていたことは疑えない。しかしそれと同時にその仕事は何よりもまず自己の霊の救済にとって決定的な意味をもつ善行であるという意識が伴っていた。さらに善行と祈禱は複数の人間によって行なわれることによってより有効性をますところから兄弟団が結成されるとき、それは孤独のなかに生きなければならなかった中世の人びとにとってこの上ない現世的な樂しみでもあったであろう。

このように個々の人間の彼岸における救済と現世的利益が法人格をもった組織のなかで統一され、その運営が合理的に営まれていた点に西欧中世の人と人との関係の特異性があった。死者のための祈禱も教会祿 *Præbende* が消滅したときにはとりやめとなり *liber memoriarum* から死者の名が削除されるという慣習もまさにその合理性の生んだものであった。ところでその合理性そのものが何に由来するのは今ここで扱うにはあまりに大きな課題である。

(42) *collegia funeraticia* や *collegia tenuiorum* は貧しい仲

間を埋葬したが、それを主たる目的としたものではない
たという。Moeller, a. a. O., S. 168

(43) 中世の伝承にみられる死と再生の信仰については
は詳論する余裕がない。さしあたり Handwörterbuch des

deutschen Aberglaubens. Bd. IV. 1931/32 S. 642 ff. を参
照。

(一橋大学講師)